

オンライン利用率引上げに係る基本計画（令和 6 年 4 月 1 日）

府省名	厚生労働省
対象事業名	厚生年金保険等関連手続 （事業所からの提出手続）

1. 対象手続一覧

手続 I D	手続名	手続 類型	手続 主体	手続の 受け手	総手続件数 （令和 5 年度） ※被保険者 数ベース	オンライン 手続件数 （令和 5 年度） ※被保険者 数ベース	オンライン 利用率 （令和 5 年度）	オンライン 利用率目標	取組期間 （達成期限）
51736	健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届/70 歳以上被用者該当届、船員保険・厚生年金保険被保険者資格取得届	1 申請等	6 民間事業者等	2 独立行政法人等	8,916,401	5,524,424	62.0%	80%	令和 10 年度 末まで
51737	健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届/70 歳以上被用者不該当届、船員保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届	1 申請等	6 民間事業者等	2 独立行政法人等	7,698,745	4,695,806	61.0%		
51739	健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届/70 歳以上被用者賞与支払届、船員保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届	1 申請等	6 民間事業者等	2 独立行政法人等	75,260,736	55,409,089	73.6%		

51740	健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届/70歳以上被用者算定基礎届	1 申請等	6 民間事業者等	2 独立行政法人等	41,822,347	28,870,872	69.0%		
51741	健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額変更届/70歳以上被用者月額変更届	1 申請等	6 民間事業者等	2 独立行政法人等	8,676,234	6,590,175	76.0%		
52003	国民年金第3号被保険者関係届	1 申請等	5 国民等 ※民間事業者等経由	2 独立行政法人等	485,092	80,302	16.6%		
—	健康保険被扶養者（異動）・国民年金第3号被保険者関係届	1 申請等	6 民間事業者等	2 独立行政法人等	3,501,056	1,806,210	51.6%		

※オンライン利用率目標・取組期間の設定は事業内の主要手続のみとする。

（参考）利用率目標・取組期間を設定する手続の考え方

総手続件数が上位7位の手続を対象とした。当該7手続の手続件数は、厚生年金保険関係手続件数全体の約9割を占める。

2. 対象事業の概要

事業主又は船舶所有者は、法令等の規定に基づき、日本年金機構に対して申請等を行う。

3. 対象事業のオンライン化の状況（対象事業自体がオンライン化未実施の場合は、オンライン化までのスケジュールを記載）

全ての対象手続について現在、オンラインで申請を行うことが可能となっている。e-Gov を利用した電子証明書による申請のほか、利用

率目標・取組期間を設定した7手続については、G ビズ ID を用いた ID・パスワード方式による申請や市販の人事給与ソフトからマイナポータルとの API 連携による申請（社会保険・税手続のオンライン・ワンストップサービス）も可能となっている。

現状、賞与支払届及び算定基礎届については、日本年金機構から事業主等に対して、ターンアラウンドデータ（あらかじめ被保険者の氏名等のデータを入力）を電子送付し、当該届書の記載事項の簡素化を図っている。

4. 手続の概要、目標値、課題、アクションプラン

<4-1>

手続名	・健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届/70 歳以上被用者該当届、船員保険・厚生年金保険被保険者資格取得届 ・健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届/70 歳以上被用者不該当届、船員保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届 ・健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届/70 歳以上被用者賞与支払届、船員保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届 ・健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届/70 歳以上被用者算定基礎届 ・健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額変更届/70 歳以上被用者月額変更届 ・国民年金第 3 号被保険者関係届 ・健康保険被扶養者（異動）・国民年金第 3 号被保険者関係届
各手続の概要	【概要】 <資格取得届> 新たに健康保険及び厚生年金保険に加入すべき者及び 70 歳以上被用者に該当する者が生じた場合に、その者の資格取得（該当）年月日や報酬月額等を記載し、事業主が日本年金機構に対し提出するもの。この届出内容に基づき、資格取得日や標準報酬月額等を決定する。審査・決裁が完了したら、事業主宛に決定通知書を送付する。 <資格喪失届> 健康保険及び厚生年金保険の資格を喪失する者及び 70 歳以上被用者に該当しなくなる者が生じた場合に、喪失（不該当）年月日等を記載し、事業主が日本年金機構に対し提出するもの。この届け出内容に基づき、資格喪失年月日を決定する。審査・決裁が完了したら、事業主宛に確認通知書を送付する。

<賞与支払届>

被保険者及び 70 歳以上被用者に対し、賞与（ボーナス）を支払った際に、被保険者ごとの賞与額を記載し、事業主が日本年金機構に対し提出するもの。審査・決裁が完了したら、事業主宛に決定通知書を送付する。

<算定基礎届>

7 月 1 日現在、適用事業所で使用されている全被保険者及び 70 歳以上被用者の 3 カ月間（4 月～6 月）の報酬月額を記載し、事業主が日本年金機構に対し提出するもの。この届出内容に基づき、毎年 1 回、被保険者ごとの標準報酬月額を決定する。審査・決裁が完了したら、事業主宛に決定通知書を送付する。

<月額変更届>

被保険者及び 70 歳以上被用者の報酬が、昇（降）給等の固定的賃金の変動に伴って大幅に変わったときに、固定的賃金の変動月から 3 カ月間に支給された報酬月額等を記載し、事業主が日本年金機構に対し提出するもの。この届出内容に基づき、標準報酬月額を決定する。審査・決裁が完了したら、事業主宛に決定通知書を送付する。

<国民年金第 3 号被保険者該当届>

国民年金第 3 号被保険者の資格を取得した者及びその他第 3 号被保険者に関して異動があった場合には、事業主を経由して日本年金機構へ当該届書を提出する。審査・決裁が完了したら、事業主宛に決定通知書を送付する。

<被扶養者異動届>

健康保険の被保険者が被扶養者を有するに至った場合やその有する被扶養者に異動があった場合には、事業主を経由して日本年金機構へ当該届書を提出する。審査・決裁が完了したら、事業主宛に決定通知書を送付する。（国民年金第 3 号被保険者関係届と兼用となっている。）

オンライン 利用率を引 き上げる上 での課題と 課題解決の ためのアク ションプラ ン①	課題	賞与支払届、算定基礎届の届出を行う際、同時に総括表の提出を求めているが、CSV 添付方式で電子申請を行う場合、紙の届書を PDF 変換して添付する方法をとらざるを得ず、一連の手続きを全てオンライン上で完結できない状況となっている。
	中間 KPI	【目標・達成期限】 令和 3 年度前半に総括表の添付を求めないこととする。(達成済)
		【KPI の定義】
	アクション プラン a	【取組内容】 総括表を廃止する旨の通知を発出する。
		【取組期限（期間）】

オンライン 利用率を引 き上げる上 での課題と 課題解決の ためのアク ションプラ ン②	課題	賞与支払届及び算定基礎届については、日本年金機構から事業主に対して、T A データを送付し、当該届書の記載事項の簡素化を図っているが、オンライン化はできていない。
	中間 KPI	【目標・達成期限】 令和 4 年度に T A データのオンライン送付を開始する。(達成済)
		【KPI の定義】
	アクション プラン a	【取組内容】 T A データのオンライン送付を開始する。
		【取組期限（期間）】 令和 4 年度中

オンライン 利用率を引 き上げる上 での課題と 課題解決の ためのアク ションプラン③	課題	1 度に電子申請可能な CSV データの上限が 2 万件となっており、電子申請の利便性が阻害されている。
	中間 KPI	【目標・達成期限】 令和 4 年度中に 1 度に電子申請可能な CSV データの上限を大幅に引き上げる。(達成済)
		【KPI の定義】
	アクション プラン a	【取組内容】 日本年金機構のシステムを改修し、受付可能な CSV データの上限を大幅に引き上げる。
		【取組期限（期間）】 令和 4 年度中

オンライン 利用率を引 き上げる上 での課題と 課題解決の ためのアク ションプラン④	課題	窓口での届書提出の際には受付控えを交付することがあることから、受付控えの取得のために窓口での申請を行うことのないよう、電子申請の際にも同様の受付控えを交付する必要がある。
	中間 KPI	【目標・達成期限】 令和 4 年度中に電子申請の際に受付控えを交付できるようにする。(達成済)
		【KPI の定義】
	アクション プラン a	【取組内容】 日本年金機構のシステムを改修し、受付控えの交付を可能とする。
		【取組期限（期間）】 令和 4 年度中

オンライン 利用率を引 き上げる上 での課題と 課題解決の ためのアク ションプラン⑤	課題	事業所からの提出手続については、社会保険労務士（以下「社労士」という。）による手続代行が多いことから、現在オンライン申請を行っていない社労士には、オンライン申請を行っていただくよう周知していく必要がある。 【参考】 ○規制改革実施計画（令和３年６月１８日閣議決定）抄 f 厚生労働省は、社会保険に係る手続について、オンライン利用率が低い手続が多い状況にあることを踏まえ、まずは上記 No. 5 の取組を通じてオンライン利用の向上を図る。併せて、社会保険労務士による手続代行が多いことを踏まえ、デジタル化を抜本的に進める上で社会保険労務士の果たすべき役割について検討を行う。
	中間 KPI	【目標・達成期限】
		随時、社会保険労務士へオンライン申請を行っていただくよう積極的に周知する。
	アクション プラン a	【KPI の定義】
		【取組内容】
		全国社会保険労務士連合会、各社会保険労務士会への周知・協力依頼を実施する。
	アクション プラン b	【取組期限（期間）】
		随時実施
		【取組内容】
		定期的に社会保険労務士の意見等を聴取できる場を設ける。
		【取組期限（期間）】
		原則月１回、社労士会定期協議会を実施する。

5. スコアカードの更新頻度と公表方法

オンライン利用率目標を設定した主要手続についてスコアカードを作成し、厚生労働省ホームページにて公表する。

原則として四半期ごとに確認を行い、必要に応じて更新・公表を行う。

オンライン利用率については、集計作業を実施し、少なくとも年1回は数値を更新する。

6. 利用者目線での第三者チェックの方法と時期（少なくとも年に1回チェックを受け、チェックの概要等については公表する）

全員が外部委員により構成される社会保障審議会年金事業管理部会において、毎年度、日本年金機構の業務実績報告とともにご審議いただく。

提出資料及び議事録は厚生労働省ホームページにて公表する。

7. 基本計画の見直し

上記部会での審議結果や、計画の進捗状況、社会経済の変化等を踏まえ、必要な改定を行う。